

第99回北海道国土利用計画審議会

議事録

開催日時：平成31年1月31日(木) 10:00～11:43
開催会場：第二水産ビル 3階3G会議室

第99回北海道国土利用計画審議会

- 次第
- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題

○北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について

- 4 その他
- 5 閉会

○ 出席者

(委員側)

会長	中村太士
委員	伊澤珠樹
〃	大場英彦
〃	小野寺理佳
〃	川村志麻
〃	迫田宏治
〃	椎野亜紀夫
〃	塩越康晴
〃	多田正光
〃	永野仁子
〃	平間育子

(道側)

総合政策部政策局土地水対策課
〃

主幹 小林宣仁
主幹 新川英雄

(事務局)

総合政策部政策局土地水対策課
〃

主査 高田英明
専門主任 西野敬史

(関係課)

環境生活部環境局環境政策課
環境生活部環境局生物多様性保全課
農政部農業経営局農地調整課
〃
水産林務部林務局森林計画課
〃
建設部建設政策局維持管理防災課
建設部土木局河川砂防課
建設部まちづくり局都市計画課

主査 中村賢洋
主査 椿原匠
主査 原智彦
専門主任 日下まゆみ
主査 中川みちよ
主事 河野篤学
主査 渡部貴博
主査 吉崎克弘
主査 野並克弘

1 開会

□ 事務局（小林主幹）

ただいまから第99回北海道土地利用計画審議会を開催いたします。私、本日の司会を務めさせていただきます。総合政策部政策局土地水対策課土地水調整グループ主幹の小林と申します。よろしくお願いいたします。本来であれば、審議会の開催に当たりまして、総合政策部政策局計画推進担当局長の谷内から御挨拶を申し上げるところでございますけれども、急遽上京のため出席が叶いませんでしたので、土地水対策課長の阿部から御挨拶を申し上げるところでございますが、この阿部におきましても、今朝ほどインフルエンザということで急遽出席が叶わず、大変恐縮でございますけれども、私から一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

2 挨拶

□ 事務局（小林主幹）

本日は御多忙のところ御出席をいただきありがとうございます。中村会長をはじめ委員の皆様には日ごろより土地利用に関する施策はもとより、道行政の推進に御指導・御協力をいただいておりますことをこの場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。本日は、土地利用基本計画の計画図の変更につきまして御審議をいただき、道といたしましては、本審議会の御意見も踏まえて、計画図の変更事務を進めてまいりたいというふうに考えてございます。本日の審議案件は、森林地域の拡大が3件、縮小が9件の、合わせて12件の案件でございますけれども、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

3 会議成立

□ 事務局（小林主幹）

本日の審議会におきます出席委員数についてでございますが、委員総数15名のうち11名の委員の御出席をいただきまして2分の1以上の出席がございますので、北海道国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会議は成立していることを御報告申し上げます。次に、本審議会につきましては、北海道情報公開条例第26条によりまして、会議を原則公開することとしており、また会議の議事録につきましても同様の取り扱いとなりますので、後ほど会長に議事録署名委員の御指名をお願いいたします。それでは早速議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、中村会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

4 進行役交替

□ 中村会長

はい。おはようございます。朝早くから天気もあまりよくない中、集まっていただきありがとうございます。それでは早速ですけども、第99回北海道土地利用計画審議会を始めたいと思います。

5 議事録署名委員の指名

□ 中村会長

議事に入ります前に議事録署名委員について指名させていただきたいと思っております。議事録署名につきましては、私、会長と会議の都度、会長の指名する2名の計3名で行うことになっておりますので御了承ください。今回は、迫田委員と椎野委員にお願いしたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、議事録署名委員ということでお願いします。

6 諮問

□ 中村会長

早速ですが、議題に入りたいと思っております。北海道土地利用計画（計画図）の変更について、お手元に諮問文の写しが配付されていると思っております。平成31年1月28日付けで知事から本審議会に諮問がありましたので、この件について審議してまいりたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いしたいと思いますけども、皆さん、委員の方々につきましては御意見・御質問は事務局から説明が終わった後、一括してお受けしたいと思いますので、メモ書き等をお願いいたします。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

7 議事（北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について）

□ 事務局（新川主幹）

土地水対策課の新川です。よろしくお願いをいたします。まず初めに北海道土地利用基本計画の計画図の変更について御説明をいたします。お手元に国土利用計画審議会資料と表紙のありますフラットファイルをお配りしております。このファイルには、審議会に関しまして、資料を綴っております。審議会の都度、机に置かせていただいております。持ち帰っていただいても結構です。その際は次回の審議会にお持ちいただければと思います。

それでは議題の北海道土地利用基本計画の計画図の変更について、順次説明をしてみたいと思います。資料を御覧いただきたいと思います。本日お配りしている資料につきましては、事前にお送りしました資料に一部誤り等また修正等がありましたことから、一部差し替え、それから削除しておりますので、御了承いただきたいと思います。

また、お送りした資料の整理番号13に知床国立公園の拡大という案件がございましたが、これにつきましては、環境省サイドでの原案の作成に若干の遅れがございまして、今回の審議会には間に合いませんでしたので、審議対象にはしてございません。来年度31年度の前期案件になります。おおむね例年なら8月末開催予定の当審議会で改めて御審議いただきますので、その際はよろしくお願いをしたいと思います。

お手元の資料をプロジェクターの方にスライドを用意しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

それでは、資料を1枚開いていただきまして、概要の1から4ページと右下に書いてある1枚目をお開きいただきたいと思います。変更地域の概要を4ページに取りまとめたものでございます。本日は森林地域の拡大3件、それから森林地域の縮小9件、合計12件について御審議いただくこととしております。整理番号1から3が森林地域の拡大、4から12が森林地域の縮小になってございます。

それでは4枚飛ばしまして、ページの1番、1ページを御覧ください。北海道地図上に変更案件に係る市町村を示しております。ピンク色で塗りつぶしている場所が拡大の地域。黄色で塗りつぶしている箇所が縮小の地域になります。

2ページを御覧ください。これは変更案件につきまして、委員の皆様にご審議していただく際のポイントを整理したものです。北海道内の土地の合理的な利用のために、国土利用計画や土地利用基本計画等の整合性それから重複地域も含め、五地域部分の設定の妥当性などについて、総合的な見地から御審議いただければと存じます。

まず、ポイント1「国土利用計画や土地利用基本計画の整合性」ですが、これは国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられている国土利用の基本方向や土地利用の基本方向、土地利用の原則などと整合性が図られているかどうかということになります。

ポイントの2「重複地域も含め五地域区分の設定の妥当性」ですが、これは変更後の重複の設定も含めまして、土地利用基本計画に掲げられている土地利用の原則等に照らし、五地域の設定あるいは変更が妥当かどうかということになります。

ポイントの3「重複地域変更の土地利用の優先順位等の妥当性」ですが、これは変更前に五地域が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということです。

最後にポイントの4「地域変更による他地域への悪影響の有無」ですが、これは土地利用基本計画の五地域区分を変更したときに、変更地域と隣接する五地域の区域に影響があるかどうかということになります。

例えば、都市的土地利用が行われている都市地域が広くゾーニングされている中にぽつんと農業地域などを編入しようとする案件があったとしますと、これは適切な土地利用を阻害するのではないかなというようなものになります。

また、開発行為に伴う周辺の影響などにつきましては、個別規制法の許可申請の段階で審査等が行われることとなりますので、今回の案件のうち、森林地域の縮小については、森林法に基づく開発行為となったものがほとんどになってございます。本審議会では五地域の影響について検討・協

議する際には、総合的かつ大所・高所の視点から見てどうかということになります。

それでは変更案件の内容について、順次説明をさせていただきます。

まず、森林地域の拡大案件から説明をさせていただきます。整理番号1「えりも森林地域の拡大」から整理番号3の「豊富森林地域の拡大」について、それぞれ説明をさせていただきます。審議のポイントにつきましては、整理番号3の「豊富森林地域の拡大」の説明終了後に合わせて説明をさせていただきます。

3ページを御覧ください。整理番号1「えりも森林地域の拡大」について御説明いたします。本案件は水源林造成事業により、順次造林等を実施することが明らかであることから、今後森林としての利用を図る必要があるため、森林地域の拡大を行うものであります。事業につきましては、平成30年9月からスタートをしております。新たに森林地域に指定する面積は70ヘクタールで民有林を拡大するものです。個別規制法等の関係につきましては、日高地域森林計画対象民有林の変更の手続を行うこととなります。

なお、この審議の案件につきましては、それぞれの森林計画において、地域森林計画対象民有林の変更手続を行う必要がありますことから、個別規制法の措置に関する説明は以後省略させていただきます。

個別規制法の審議会の状況につきましては、北海道森林審議会が昨年、年末になりますが、12月17日に開催をされまして、当案件にかかる地域森林計画の変更については、適当であるとの答申がなされております。

なお、これにつきましても本日の審議の案件については、すべて同審議会で「適当である」旨の答申がなされておりますことから、省略をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

次に国土利用計画法では、土地利用基本計画を変更する場合は、あらかじめ当審議会のほか、国土交通大臣及び市町村長から意見を聴くこととされており、当案件につきましては、えりも町長から「特に意見のない」旨回答いただいております。

なお、本日の案件につきましては、すべて関係する市町村長から「意見なし」との回答をいただいておりますので、意見の聴取状況につきましても以後省略をさせていただきます。

また、国土交通大臣の意見聴取につきましては、審議会終了後に手続を行う予定としております。

4ページを御覧ください。これは今回の変更についての位置図になります。変更区域の下の方には、東西に国道336号線が走っております。

5ページを御覧ください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図になります。五地域の指定状況につきましては、現在は農業地域のみですが、変更後は農業地域と森林地域の重複地域となります。ピンク色の部分が森林地域に拡大する変更区域になります。変更区域はオレンジ色のポツポツで色塗りされた農業地域と重複しております。

また、大部分が緑色の斜線で示された「森林地域のその他」に接しているところになります。

6ページを御覧ください。これは農業地域を表示した土地利用関係計画図の拡大図になります。

7ページを御覧ください。森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

8ページを御覧ください。これは自然公園地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。一番右側の変更区域が日高山脈襟裳国定公園のところに接しております。

9ページを御覧ください。グーグルの航空写真になります。

10ページを御覧ください。こちらは昨年11月に撮影した変更区域の写真になります。変更区域はそれぞれ離れていたり、多いために5ページに分けております。それぞれ御参照いただければと思います。

以上が「えりも森林地域の拡大」についてであります。

続きまして、整理番号2「中頓別森林地域の拡大」についてであります。

15ページを御覧いただきたいと思います。本案件は森林環境保全整備事業によりまして、平成30年8月から造林を実施し、森林としての利用保全を図る必要があるため、森林地域を拡大するものです。事業主体につきましては中頓別町になります。新たに森林地域に拡大する面積は29ヘクタールです。五地域の指定状況につきましては、現在は農業地域のみですが、変更後は農業地域と森林地域の重複地域となります。

16ページを御覧ください。これは位置図になります。変更区域の近くには、国道275号線そ

れから道道の20号線が走っております。

17ページを御覧ください。これは変更区域が2カ所ある部分の面積の大きい北側の方を表示しております。土地利用基本計画図1と記載しております。指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用計画図になっております。ピンク色の部分が森林地域に拡大する区域になります。変更区域はオレンジ色のポツポツの農業地域と重複しております。

また、大部分が緑色の斜線で示された森林地域の民有林に接しております。

18ページを御覧ください。これは農業地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。

19ページを御覧ください。これは森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。

20ページを御覧ください。これは先ほどとは別の2カ所、南側の2カ所の変更区域を表示したもので土地利用基本計画図2と記載しております。指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図になります。ピンク色の部分が森林地域に拡大する区域になります。変更区域はオレンジ色のポツポツの農業地域と重複をしています。

21ページを御覧ください。これは農業地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。

22ページを御覧ください。これは森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

23ページを御覧ください。これはグーグルの航空写真になります。航空写真も2カ所に分けております。

24ページを御覧ください。24ページから26ページにそれぞれの変更区域の写真を掲載しております。撮影につきましては昨年の11月になります。写真につきましては、現況を撮影したもので原野となっております。

以上が「中頓別森林地域の拡大」についてであります。

続きまして、整理番号3「豊富森林地域の拡大」についてです。

27ページを御覧ください。本案件は現況が森林の区域について、森林環境保全整備事業により平成31年4月から森林の整備が図られる予定でありますことから、今後も森林として利用・保全を図るため、森林地域に指定するものです。森林環境保全整備事業は国の補助事業で道も上乗せ補助をしていますが、植栽や間伐等の森林施行や森林作業道等の路網整備などを行うもので事業主体は豊富町になります。新たに森林地域に指定する面積は7ヘクタールになります。現在トドマツと天然林の広葉樹が生えている状態になっております。樹齢は27才から38才です。五地域の指定状況につきましては、現在は農業地域のみですが、変更後は農業地域と森林地域の重複地域となります。

28ページを御覧ください。変更区域の内側を縦に走っているのが国道40号線になります。

また、下の変更区域のところのすぐ下、十字路に交差しているところ、ちょっと見づらいですが、ここに豊富幌加インターチェンジがあります。

29ページを御覧ください。これは2カ所の変更区域を表示したもので、指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図になります。変更区域は農業地域と重複しております。大部分が緑色の斜線で示された森林地域の民有林に接しております。

30ページを御覧ください。これは農業地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

31ページを御覧ください。これは森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。

32ページを御覧ください。グーグルの航空写真になります。森林や農地が広がっております。

33ページを御覧ください。昨年11月に撮影をした変更区域の写真になります。写真は現況を撮影したもので森林となっております。

34ページを御覧ください。前ページ同様、昨年の11月に撮影をした変更区域の写真になります。

以上、「豊富森林地域の拡大」についてであります。

それでは、森林地域の拡大の3件について審議のポイントについて御説明をさせていただきます。

2ページにお戻りいただきたいと思えます。整理番号1の「えりも森林地域の拡大」、整理番号2の「中頓別森林地域の拡大」、整理番号3の「豊富森林地域の拡大」の審議のポイントといたしましては、まず、ポイント1に関しましては、土地利用基本計画では「土地利用の原則」、計画書

では11ページになりますが、「森林地域は森林の土地としての利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域」とされておりまして、変更区域は森林として整備・保存してまいりますことから、森林地域に指定することは支障ないもので、土地利用基本計画との整合性が図られるものと考えます。

ポイント2に関しましては、お手元の審議会資料ファイルの最後のページを併せて御覧いただきたいと思いますが、本案件につきましては、「農業地域のその他」の中に「森林地域のその他」を設定しようとするものですので、農業地域と森林地域が重複する地域となりますが、両者の重複は認められておりますので、支障がないものというふうに考えております。

ポイント3に関してですが、これは変更前に五地域区分が重複している場合において、土地利用基本計画の土地の優先順位を勘案した変更になっているかどうかということですが、本案件は新たに森林地域を指定するものでありますので、この項目については該当していないというふうに判断しております。

最後にポイント4に関しましては、変更区域は森林地域に接しておりまして、一体となって利用が図られるものであることから、森林地域の変更による他地域への悪影響はないものと考えております。

以上、拡大の3件の説明でございました。

続きまして、森林地域の縮小案件、整理番号4「千歳森林地域の縮小」から整理番号12の「新得森林地域の縮小」について御説明をさせていただきます。

まず、整理番号4「千歳森林地域の縮小」についてでございますが、35ページを御覧いただきたいと思いますが、本案件は森林法に基づきまして開発行為の許可を受け、太陽光発電施設を設置したことによりまして、森林でなくなりましたことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。事業主体につきましては民間になります。開発に当たりましては、森林法に基づく林地開発行為としての許可を受けておりまして、周辺に土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと、流域内に水害を発生させるおそれがないこと、地域の水の確保に支障を来すおそれがないこと、周辺の環境や景観が悪化しないことなどの基準を満たした上で開発が施行されております。また新千歳空港に近いことから、新千歳空港管理事務所とも調整の上で実施されております。森林地域を縮小する面積は78ヘクタールになります。治水上の措置につきましては、変更区域内に河川はありませんけれども、近くを流れる祝梅川について河川管理者と協議の上、支障がない旨確認をしております。五地域の指定状況につきましては、現在は「都市地域の市街化調整区域」と「農業地域のその他」それから、「森林地域のその他」の3つの重複になってございますけれども、変更後は「都市地域の市街化調整区域」と「農業地域のその他」の2つの重複となります。

36ページを御覧ください。変更区域はJR南千歳駅のすぐ東側にありまして、南西には新千歳空港が、また、すぐ北西には商業モールの千歳アウトレットモール・レラ、それから南東には工業団地であります美々ワールドがございます。

37ページを御覧ください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図になります。黄色の部分が森林地域を縮小する区域です。工区ごとに残置森林が残されております。これは開発による周辺環境の悪化を防ぐために事業区域内にまとまりのある森林を残さなければならないということになっておりまして、工区ごとに残置森林が残されております。変更区域は「都市地域の市街化調整区域」、オレンジ色のポツポツで色塗りされた「農業地域のその他」、それから「森林地域のその他」と重複している中にあります。

38ページを御覧ください。これは都市地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

39ページを御覧ください。これは農業地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

40ページを御覧ください。これは森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

41ページを御覧ください。グーグルの航空写真になります。すでに太陽光発電施設が設置されているのがお分かりになると思います。

42ページを御覧ください。昨年の11月に撮影した変更区域の写真になります。右上にありま

すとおりの3方向から撮影をしております。

続きまして、変更区域に関する審議のポイントについて御説明いたします。

2ページにお戻りをいただきたいと思っております。まず、ポイント1にしましては、森林法など関係法令に基づきまして適切に開発行為がなされており、土地利用基本計画との整合性が図られていると考えております。

ポイント2にしましては、引き続き「都市地域の市街化調整区域」と「農業地域のその他」は残ります。

ポイント3にしましては、本案件は「都市地域のその他」、「農業地域のその他」と「森林地域のその他」の重複地域において太陽光発電施設の設置に伴い、森林地域を縮小するものであることから、特に支障ないものというふうと考えております。

最後にポイント4にしましては、周辺に森林と農地が存在している区域であり、森林地域の縮小による他地域への悪影響はないものと考えております。

以上が「千歳森林地域の縮小」についてであります。

続きまして、整理番号5「苫小牧森林地域の縮小」についてであります。43ページをお開きください。本案件は森林法に基づき、開発行為の許可を受けまして、太陽光発電施設を設置したことにより、森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。整理番号4の千歳の案件と同様な形態になります。事業主体につきましては民間になります。森林地域を縮小する面積は43ヘクタールになります。治水上の措置は変更区域内に河川はありませんが、一番近いペンケナイ川の河川管理者と協議の上、支障がない旨の確認をしております。五地域の指定状況につきましては、現在は「都市地域の市街化調整区域」と「森林地域のその他」の重複ですが、変更後は「都市地域の市街化調整区域」のみとなります。

44ページを御覧ください。本変更区域は先ほどの千歳の案件と新千歳空港を挟んだ位置関係になります。黄色の変更区域のすぐ横を通る道路を行くと新千歳空港インターチェンジがあります。また、その先の西の方には千歳臨空工業団地があります。

45ページを御覧ください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図になります。黄色の部分が森林地域を縮小する区域になり、すでに森林地域ではない部分もありますので、太陽光発電施設の設置区域とは若干異なる形で今回は縮小になっております。変更区域ですが、「都市地域の市街化調整区域」と「森林地域のその他」と重複している中にあります。

46ページを御覧ください。これは都市地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

47ページを御覧ください。これは農業地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

48ページを御覧ください。これは森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

49ページを御覧ください。グーグルの航空写真になります。すでに太陽光発電設備が設置されているのがお分かりになると思っております。若干工事中であります。順次配置されているというよう状況になってございます。

50ページを御覧ください。こちらは昨年の11月に撮影したものになります。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについて説明をさせていただきます。

2ページにお戻りください。まず、ポイント1にしましては、太陽光発電施設の設置に際しまして、森林法など関係法令に基づき、適切に措置をされておまして、土地利用基本計画とも整合性を図られていると考えます。

ポイント2にしましては、引き続き「都市地域の市街化調整区域」が残ります。

ポイント3にしましては、本案件は「都市地域の市街化調整区域」と「森林地域のその他」の重複地域において太陽光発電施設の設置に伴い、森林地域を縮小するものであることから、特に支障がないものと考えております。

最後にポイントの4にしましては、周辺は森林が多く存在している区域であり、また森林法の基準による開発許可を受けておまして、森林地域の縮小により他地域への悪影響はないものと考えております。

以上が「苫小牧森林地域の縮小」についてであります。

続きまして、整理番号6「厚真森林地域の縮小」についてに進めさせていただきます。

51ページをお開きください。本案件は土石等の採掘を行い、農用地を造成することで森林地域を縮小するものであります。事業主体は民間になります。森林地域を縮小する面積は8ヘクタールになります。現況は農地で栽培作物は麦となっております。治水上の措置につきましては、変更区域内に河川はありませんけれども、開発行為後に近くにある河川としては厚真川がございます。河川管理者と協議をいたしまして、支障がない旨確認をしているところです。五地域の指定状況につきましては、現在は「都市地域の市街化調整区域」、「農業地域の農用地区域」、「森林地域のその他」が重複しておりますが、変更後は「都市地域の市街化調整区域」と「農業地域の農用地区域」の重複地域となります。

52ページをお開きください。変更区域は日高自動車道のすぐ近くにありまして北西に進むと厚真インターチェンジがあります。最も近いJRの駅は浜田浦駅、次に鶴川駅となります。

53ページをお開きください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図になります。黄色の部分が森林地域を縮小する区域です。変更区域は「都市地域の市街化調整区域」、「農業地域の農用地区域」及び「森林地域のその他」の重複している中にご覧いただけます。

54ページをお開きください。これは都市地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

55ページを御覧ください。これは農業地域のみを表示した土地利用基本計画図になります。

56ページを御覧ください。これは森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

57ページを御覧ください。グーグルの航空写真になります。

58ページを御覧ください。今年の11月に撮影した現地の写真になります。すでに農地となっております。

2ページにお戻りください。審議のポイントでございますけれども、まずポイント1に関しましては、土石等の採取及び農用地造成に際し、森林法など関係法令に基づきまして、適切に措置されておまして、土地利用基本計画との整合性を図られているというふうに考えてございます。

ポイント2に関しましては、引き続き「都市地域の市街化調整区域」と「農業地域の農用地区域」が残ります。

なお、「都市地域の市街化調整区域」と「農業地域の農用地区域」の重複につきましては、「農業地域の農用地区域」の土地利用が優先されます。

次にポイント3に関しましては、本案件は「都市地域のその他」、「農業地域の農用地区域」と「森林地域のその他」の3つの重複地域において、土石等採取それから農地造成に伴いまして、森林地域を縮小するものであることから、特に支障ないものというふうに考えております。

最後にポイント4に関しましては、変更区域は農地として利用されるものでありまして、周辺も農地として利用されている状況にありますので、森林地域の縮小による他地域への悪影響がないものというふうに考えております。

以上、「厚真森林地域の縮小」についてであります。

続きまして、整理番号7「平取森林地域の縮小」についてであります。

59ページをお開きください。本案件は土砂等を採掘した後、草地造成により、すでに森林ではなくなったことから、森林地域を縮小するものになります。事業主体は民間です。森林地域を縮小する面積は9ヘクタールになります。治水上の措置につきましては、変更区域内に河川はありませんが、近くに一級河川の沙流川が流れておまして、治水管理上、支障のないことを確認しております。五地域の指定状況につきましては、現在は「農業地域の農用地区域」、それから「森林地域のその他」ですが、変更後は「農業地域の農用地区域」のみとなります。現況農地で栽培作物は牧草になります。

60ページを御覧ください。位置図になります。変更区域の西側には日高富川インターチェンジがございます。近くのJRの駅は富川駅や日高門別駅があります。

61ページを御覧ください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図です。黄色の部分が森林地域を縮小する区域です。変更区域は農業地域の農用地区域及び森林地域のその他の重複している中にあります。

62ページを御覧ください。これは農業地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になり

ます。

63ページを御覧ください。これは森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

64ページを御覧ください。グーグルの航空写真になります。すでに農地であることがお分かりになるとと思います。

65ページをお開きください。昨年11月に撮影した現地の写真になります。私有地ということで撮影許可が下りず、入口だけの撮影になっております。

2ページにお戻りください。次にポイントについてありますが、まず、ポイント1に関しましては、土砂等採掘及び草地造成に際しまして、森林法など関係法令に基づき適切に措置をされておりまして、土地利用基本計画の整合性を図られているというふうに考えます。

ポイント2に関しましては、引き続き「農業地域の農用地」が残ります。

次にポイント3に関しましては、本案件は、「農業地域の農用地」と「森林地域のその他」の重複地域において土砂等採掘及び草地造成に伴い、森林地域を縮小するものでありますことから、特に支障ないものと考えております。

最後にポイント4に関しましては、変更区域は農地として利用されるものでありまして、森林地域の縮小による他地域への悪影響はないものと考えています。

以上が「平取森林地域の縮小」についてあります。

続きまして整理番号8「士別森林地域の縮小」について御説明をいたします。

66ページをお開きいただきたいと思っております。本案件は、士別市のリサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場を設置したことにより、森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。本案件は地方公共団体が行う開発行為でありますため、森林法に基づく林地開発許可制の適用は除外されますが、設置に当たりましては、森林法の基準を遵守して行われているというふうに聞いております。リサイクルセンターは平成26年から平成29年にかけて建設をされ、一般ごみの埋め立てのための前処理と資源ごみの資源化のための中間処理を行う施設になっております。最終処分場はリサイクルセンターと同様に平成26年から平成29年にかけて建設をされまして、リサイクルセンターで破碎処理される一般ごみと資源化残渣を埋め立てるものです。また、ごみの埋め立て処分で問題となる漏水を防止するために二重遮水シート構造を採用いたしまして、水質汚濁防止のために水処理施設で浸出水を処理した後に、都市計画区域外ですけれども、公共下水道に接続をされておりまして処理をするというふうな仕組みになっております。森林地域を縮小する面積は17ヘクタールになっております。変更地域にかかる五地域の指定状況等につきましては、現在「農業地域のその他」と「森林地域のその他」が指定されておりますが、変更後は「農業地域のその他」のみになります。

67ページを御覧ください。変更区域はJR士別駅から西の方あり、国道239号線に接しております。

68ページを御覧ください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図になります。黄色の部分の部分が森林地域を縮小する区域です。「農業地域のその他」と「森林地域のその他」と重複している中にあります。

69ページを御覧ください。これは都市地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

70ページを御覧ください。これは農業地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。71ページを御覧ください。これは森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

72ページを御覧ください。グーグルの航空写真になります。

73ページを御覧ください。昨年11月に撮影した現地の写真になります。御覧のとおり建物がすでに建っておりまして、供用を開始しております。

審議のポイントにつきまして、2ページにお戻りいただきたいと思っております。まず、ポイント1に関しましては、本案件の事業主体は士別市で林地開発に際しましては適切に措置をされておりまして、土地利用基本計画との整合性が図られているというふうに考えているところであります。

ポイント2に関しましては、引き続き「農業地域のその他」が残ります。

次にポイント3に関しましては、本案件は「農業地域のその他」と「森林地域のその他」の重複

地域においてリサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場の設置に伴い、森林地域を縮小するものでありますことから、特に支障がないものというふうと考えております。

最後にポイントの4に関しましては、変更区域は森林に囲まれている区域であり、森林地域の縮小により他地域への悪影響はないものというふうと考えております。

以上が「土別森林地域の縮小」についてであります。

続きまして、整理番号9「上士幌森林地域の縮小」について御説明をいたします。

74ページを御覧ください。本案件は森林法に基づき開発行為の許可を受けまして、太陽光発電施設を設置したことにより、森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。事業主体は民間になります。森林地域を縮小する面積は9ヘクタールになります。治水上の措置につきましては、変更区域内に河川はありませんけれども、近くに十勝川水系のパラメン小川とウォップ川がございまして、河川管理者と協議の上、支障がない旨確認をしております。五地域の指定状況につきましては、現在「農業地域のその他」と「森林地域のその他」ですが、変更後は「農業地域のその他」のみとなります。

75ページをお開きください。位置図になります。上士幌町と音更町の境界付近の上士幌町側にありまして、北の方には然別湖があります。

76ページを御覧ください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図になります。黄色の部分が森林地域を縮小する区域です。「農業地域のその他」と「森林地域のその他」と重複している中にあります。

77ページを御覧ください。これは農業地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。

78ページを御覧ください。これは森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

79ページを御覧ください。これは自然公園地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。森林地域を縮小する区域は黄色の部分です。変更区域の北西には大雪山国立公園があります。

80ページを御覧ください。グーグルの航空写真です。

81ページを御覧ください。昨年11月に撮影した現地の写真になります。

2ページにお戻りください。審議のポイントについてですが、まずポイント1に関しましては、太陽光発電施設の設置に際しまして、森林法など関係法令に基づき、適切に措置をされておりました、土地利用基本計画との整合性が図られているというふうと考えております。

ポイント2に関しましては、引き続き「農業地域のその他」が残ります。

次にポイント3に関しましては、本案件は「農業地域のその他」と「森林地域のその他」の重複地域において太陽光発電施設の設置に伴い、森林地域を縮小したものであることから、特に支障がないものと考えております。

最後にポイント4に関しましては、周囲は森林が多くあり森林地域の縮小により他地域への影響はないものと考えております。

以上が「上士幌森林地域の縮小」についてであります。

続きまして、整理番号10、先ほどと同じく上士幌町の案件ですが、「上士幌森林地域の縮小」になります。

82ページをお開きください。本案件は砂利採取によりまして、すでに森林ではなくなり森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。事業者は民間になります。森林地域を縮小する面積は5ヘクタールになります。治水上の措置につきましては変更区域内に河川はありませんけれども、近くに音更川とセタ川がございまして、河川管理者と協議の上、支障ない旨確認をしています。五地域の指定状況につきましては、現在は「農業地域のその他」と「森林地域」のその他ですが、変更後は「農業地域のその他」のみとなります。

83ページを御覧ください。変更区域の位置図になります。変更区域のすぐ東側は音更川がありまして、北西側には糠平湖、西側には然別湖があります。

84ページをお開きください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用計画図になります。黄色の部分が森林地域を縮小する区域です。「農業地域のその他」と「森林地域のその他」と重複している中にございます。

85ページを御覧ください。これは農業地域のみを表示した土地利用計画の拡大になります。

86ページを御覧ください。これは森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になり

ます。

87ページを御覧ください。これは自然公園地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。変更区域の北西には大雪山国立公園があります。

88ページを御覧ください。グーグルの航空写真になります。

89ページを御覧ください。今年の11月に撮影した現地の写真になります。

審議のポイントにつきまして、2ページにお戻りをいただきたいと思えます。まず、ポイント1に関しましては、砂利採取に際し森林法など関係法令に基づき適切に措置をされておりまして、土地利用基本計画と整合性が図られているというふうに考えます。

ポイント2に関しましては、引き続き「農業地域のその他」が残ります。

次にポイント3に関しましては、本案件は「農業地域のその他」と「森林地域のその他」の重複地域になりますけれども、砂利の採取に伴いまして森林地域を縮小するものであることから、特に支障ないものというふうに考えております。

最後にポイント4に関しましては、農業地域でもある区域において、砂利採取として利用されるものであり、森林地域を縮小するものでありますことから、他地域への影響はないものというふうに考えております。

以上が「上士幌森林地域の縮小」についてであります。

続きまして、整理番号11「新得森林地域の縮小」について説明をさせていただきます。

90ページを御覧ください。本案件は草地畜産基盤整備事業によりまして、草地造成を行い、すでに森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものであります。今後は草地として利用することになります。

なお、本案件は案件番号8の士別市と同様、地方公共団体が行う開発行為であるため、森林法に基づく林地開発許可制度の適用は除外されておりますが、森林法等の基準に適合するよう実施されております。森林地域を縮小する面積は59ヘクタールです。栽培作目は牧草になります。治水上の措置についてですが、近くには十勝川がございまして、河川管理者と協議した結果、支障がない旨確認をされています。五地域の指定状況につきましては、現在「農業地域のその他」と「森林地域のその他」が重複しておりますが、変更後は「農業地域のその他」のみとなります。

91ページを御覧ください。変更区域のすぐ西側には岩松ダムがあります。

92ページを御覧ください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図になります。黄色の部分が森林地域を縮小する区域です。「農業地域のその他」と「森林地域のその他」と重複している中にあります。

93ページを御覧ください。これは農業地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。

94ページを御覧ください。これは、森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。

95ページを御覧ください。これは自然公園地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。変更区域の北には大雪山国立公園があります。

96ページを御覧ください。グーグルの航空写真になります。

97ページを御覧ください。今年の11月に撮影した現地の写真になります。すでに草地になっております。

審議のポイントにつきましては、2ページにお戻りください。まず、ポイント1に関しましては、草地造成に際し、森林法など関係法令に基づき適切に措置をされておりまして、土地利用基本計画の整合性が図られているというふうに考えます。

ポイント2に関しましては、引き続き「農業地域のその他」が残ります。

次にポイント3に関しましては、本案件は「農業地域のその他」と「森林地域のその他」の重複地域において草地造成に伴い、森林地域を縮小するものであることから、特に支障ないものというふうに考えております。

最後にポイント4に関しまして、農業地域でもある区域において草地造成に伴い、森林地域を縮小することから、他地域への悪影響はないものというふうに考えております。

以上が「新得森林地域の縮小」についてであります。

続きまして、整理番号12「芽室森林地域の縮小」について御説明をいたします。

98ページを御覧ください。本案件は畜産担い手育成整備事業によりすでに森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものであります。事

業主体は北海道農業公社になっております。栽培作目は牧草になります。森林地域を縮小する面積は24ヘクタールになります。治水上の措置につきましては変更区域に河川はありませんけれども、近くに美生川が流れております。河川管理者と協議した結果、支障のない旨確認をしております。五地域の指定状況につきましては、現在「農業地域のその他」と「森林地域のその他」が重複しておりますが、変更後は「農業地域のその他」のみとなります。

99ページを御覧ください。変更区域の北西には美生湖があり、そこから流れている美生川は変更区域のすぐ南側を通っています。

100ページを御覧ください。指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図になります。黄色の部分森林地域を縮小する区域です。農業地域のその他と森林地域のその他と重複している中にあります。

101ページを御覧ください。農業地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。

102ページを御覧ください。森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。

103ページを御覧ください。グーグルの航空写真です。

104ページを御覧ください。昨年の11月に撮影した現地の写真になります。すでに農地が造成されております。

審議のポイントにつきまして2ページにお戻りをいただきたいと思っております。まずはポイント1に関しましては、農地造成に際し、森林法など関係法令に基づき、適切に措置をされておまして、土地利用計画との整合性が図られているというふうに考えております。

ポイント2に関しましては、引き続き「農業地域のその他」が残ります。

次にポイント3に関しましては、変更区域は「農業地域のその他」と「森林地域のその他」の重複地域ですが、農地造成に伴いまして森林地域を縮小するものであることから、特に支障がないものと考えております。

ポイント4に関しましては、農業地域でもある区域において農地造成に伴い、森林地域を縮小するものであることから、他地域への影響はないものというふうに考えております。

以上が「芽室森林地域の縮小」についてであります。

以上、拡大案件が3件、それから縮小案件9件、計12件の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。それでは全体の質疑をすると混乱するかもしれないので、ある程度分けて皆さんの御意見を聞きたいと思っております。順番に見ていきたいと思っております。まず、森林地域を拡大する方ですね。整理番号の1から3までがそれになっていますので、えりも町、中頓別町、豊富町の3つの案件について御質問・御意見を受けたいと思っております。いかがでしょうか。

(発言なし)

【質疑応答】

□ 中村会長

私の方から。えりも町森林地域拡大の水源林を造成、植林を実施したりするとか、全体的にどういう背景があったのか教えていただきたいのですけれども。元々農地だった場所ですよ。この3つの地域において森林を造成するというのは所有者としてはいわゆるその人工林を育てようということやろうとしていたのか、それとも耕作放棄地的な状態になっていたのか、その辺の背景はわかりますか。

□ 事務局（新川主幹）

そこまでは押さえておりません。申し訳ございません。

□ 中村会長

例えば、それは人工林を造ろうということですか。トドマツとかカラマツとか針葉樹を植えよ

うということですかね。

- 森林計画課（中川主査）
人工林になります。
- 中村会長
水源林造成事業というのは、これも人工林を造っていくのですか。
- 森林計画課（中川主査）
そうです。
- 中村会長
えりも町はすべて町有林ですか。
- 森林計画課（中川主査）
そうです。
- 中村会長
中頓別町、豊富町は。
- 森林計画課（中川主査）
町有林です。
- 中村会長
そうですか。町として管理していくということですか。
- 森林計画課（中川主査）
そうです。
- 中村会長
わかりました。ありがとうございます。
- 中村会長
他いかがでしょうか。
- （発言なし）
- 中村会長
先に進めてよろしいですか。
- （複数委員から「はい」の発言あり）
- 中村会長
もし、何かありましたら、また最後にお聞きします。それでは、1から3まで御了承いただいたということによろしいですか。
- （複数委員から「はい」の発言あり）
- 中村会長
はい、わかりました。

□ 中村会長

続きまして、太陽光発電について千歳市と苫小牧市が挙がっています。上士幌町もありますが、一先ず太陽光発電施設の設置によって森林ではなくなった千歳市と苫小牧市の案件についていかがでしょうか。

(発言なし)

□ 中村会長

私の方から教えていただきたいのですけれども。森林地を伐開して太陽光発電施設を設置した場合についてです。例えば、都市地域で住宅地を開発した場合は、それによって雨水の浸透が変わってしまうので、流出抑制施設的な調整池を造るのが一般的に義務付けられているのですが、こういった太陽光発電施設については、森林を太陽光発電施設に変えても何ら義務はないのですか。流出量は上がるような気はするのですが、対策的なことは何もしなくて法律上はよいのですか。

□ 事務局（新川主幹）

森林法の開発行為におきましても、規制として森林を伐採することで流出量が増す場合につきましては、今回住宅地のように宅地造成をするのとは少し違うかと思いますが、流出量の計算をしまして、河川管理者と協議をいたしまして必要に応じて洪水の調整池なりの設置が必要となるというふうになっております。大きい話として、今回の施設につきましては、確かそこまではっていないはずです。

□ 森林計画課（中川主査）

必要な計算の結果、調整池は設置していません。

□ 中村会長

事務局から説明のあったとおりの必要なきは何かの対策を練るということで、今回の場合はそうならなかったということですね。

□ 森林計画課（中川主査）

はい、そうです。

□ 中村会長

苫小牧市の案件について、49ページの写真を見ると川沿いに森林を残すように見えます。これは義務があつてこういう形にするのか。審議のポイントの地域変更による他地域への悪影響の有無ということで、川沿いに緑地が残ってますよね。川の両側に太陽光発電施設があつて、川沿いには緑のベルトが残っているということで、川に対して影響を和らげるためにこういう緑地帯を残すということが実際になされているのかどうかを教えてください。

□ 事務局（新川主幹）

開発行為のときに20ヘクタールを超える場合には、工区ごとに分けて一つの工区を20ヘクタール以内になおかつ全体に対して25%程度の森林は残すというルールになっております。選択としては、できれば外側に30メートル程度を残してですね、今回ここに川がありますため、ここに森林を残したのではないのかなと。

□ 中村会長

そこがだいたい25%程度に当たると。

□ 事務局（新川主幹）

そうですね。

- 中村会長
一般的には他の土地利用との緩衝という形で残したいと。
- 事務局（新川主幹）
そうです。
- 中村会長
わかりました。ありがとうございます。
- 中村会長
他いかがでしょうか。

(発言なし)
- 中村会長
よろしいですか。

(複数委員から「はい」の発言あり)
- 中村会長
はい。
- 中村会長
それでは、次に行きたいと思います。整理番号6、7、8の厚真町、平取町、士別市についていかがでしょうか。はい、どうぞ。
- 永野委員
整理番号8の士別市ですね。66ページです。変更前が農業地域と森林地域が重複で、変更後は農業地域が残るとあります。リサイクルセンター、最終処分場建設により森林地域の変更ということですけど。現状に照らし合わせての現況主義というのであれば、最終処分場建設ということになりましたら、農業地域というのは現況と照らし合わせてかい離しているのでは。他のところもそうですけど、森林地域を縮小したのであれば、農業地域も用途変更とか地域変更とかあって然りだと思うのですけども。それについてはどうなのでしょう。
- 事務局（新川主幹）
森林地域につきましては、即地主義ということで現況が森林かどうか。農地もそうですが、現況が農地かどうか。農業地域につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律」の枠で農業地域を指定しておりまして、例えば、都市計画区域などの用途地域ですとか、自然公園法の自然公園地域ですとか、あるいは端的に言うともらかなのがゴルフ場なり空港などは一般的に農業地域に指定しないのですが、そのような例のもの以外はおおむね農業地域に指定してしまうと。今回のリサイクルセンターにつきましても、現状においては農業地域のままで指定を継続していくというようなことになっております。現況が変わってしまったので、即農業地域を外すということではなくて、場合によっては今後検討されるのかもしれないですけども、現状では農業地域のままということになっております。
- 農政部農地調整課（原主査）
農政部農地調整課の原と申します。農業地域のほかに現況農地の場合だと、細区分の中で農用地区域というところで指定する形になります。農業地域の方は守るべき農地の保全も含めたかなり広めに設定するというような考え方になっておりまして、現況農地ではなく使われている場合であっても、農業地域の中に含めて指定するというような形になっております。

- 中村会長
一般的な感覚だとわかりづらいですけれども、制度としてそうなっているということなので、よろしいですか。
- 永野委員
はい。
- 中村会長
厚真森林地域の縮小ですけれども、57ページ、58ページの写真を見ると今回の変更のところの上側にすでに採石場になった跡が残っていますよね。これは本当に農地にするのかなと思うのですけれども。農地に戻さなくてもよいのですか。採石場跡が赤枠の上の方に残っているのですけれども。
- 農地調整課（原主査）
おそらく元々農地ではなかったところではないかなと思います。非農地の部分で土石の採取を行うと。終わった後に所有者の方、もしかしたら農家の方だったと思うのですけれども、埋め戻しをするときに合わせて農地として使いたいと。傾斜地とかで今まで農地として使われていなかった非農地について、土石の採取が終わって埋め戻しするときに原状回復するに当たって平坦化されたので農地として使いたいと所有者の方と業者の方との間の合意で農地になったのではないかなと思います。
- 中村会長
今回の案件ではなくて、変更区域の上はもう採石した跡ですよ。そこも同じような背景で農地にするというような話だったのではと想像したのですが、違いますか。
- 農地調整課（原主査）
個別の案件についてはわからないですけども、おそらく所有者の方と業者の方で採取が終わった後の埋め戻しをする際にどこの部分は農地にする、もしかしたら所有者の方が農家の方ではないという可能性もあるのかな、個人と個人、業者の方と農家の方の取り決めの中の話ですので、想像なので何とも言えないですけど、農地となった部分は埋め戻して農地として使いたいという契約になっている、上の部分についてはそのような契約になっていないのかなと思います。
- 中村会長
皆さん、心配されるのは、論点の中の他地域への悪影響の有無という議論で厚真町の案件は「農地造成により」と書いてあるということは農地に戻すということですよね。きちんと農地に戻ったかどうかは行政側としては確認するのですか。
- 事務局（新川主幹）
森林法の開発行為の完了のときにですね、具体的に作物を植えている状態ではないにしろ、完了検査のときには木がなくなって、そういう造成になっていることを確認するという事になっております。改めて数年後に確認するというところまではルール上はなっておりません。
- 中村会長
不安なのは上側がそうなっているのではないかなと思ひまして。今回の案件ではないので何とも言えませんが。とりあえず、農地になったことを確認するという事でよいですね。
- 事務局
はい。

□ 中村会長
わかりました。

□ 中村会長
他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

□ 迫田委員
整理番号7の平取森林地域の縮小の件で、事務局から65ページの写真を説明されているときに、立ち入り許可を得られなかったので立ち入ることができなかったとあって、そこは何か隠したいことがあるのかという穿った見方をしてしまったのですが、確かに私有地なので立ち入れないはそのとおりだと思うのですが、概一3というページに林地開発許可が平成16年3月29日で完了確認が平成29年で13年も経っていて、これは通常なのかというのと立ち入れないというのは普通のことなのかということをお教えいただきたい。

□ 事務局（新川主幹）
写真については、現地がある振興局を通じて撮影を行ったもので、やはり私有地になるものですから、場所によっては昼間も立ち入れない山奥であったり、あるいは牧草地、最近病気等の問題とかございまして。説明の中で触れさせていただきましたが、撮れる場所が1カ所しかなかったという趣旨で説明をさせていただきましたので。特段そこにですね、何か危ないものがあるとかという振興局から説明を受けてはいないところです。草地造成の期間につきまして13年程度かかったという理由は定かではございませんが、森林計画課の方で何か押さえていますか。

□ 森林計画課（河野主事）
平成16年に林地開発の許可を受けて、当初は土砂等の採取ということで開発行為が始まったのですが、途中で草地造成をすると計画が変わりまして、そこで計画の延長ということになったかと思えます。9ヘクタールの林地開発によって草地を造成するのが一般的に何年ぐらいかかるのかは把握していないのですが、そういう経緯があります。

□ 中村会長
私有地だからといっても、我々が今回の変更が正しいかどうか確認しなければいけない立場なので、中に入らせてもらって見せていただかないとですね。それはきちんとやっていただかないといけないかなと思いました。

□ 事務局（新川主幹）
わかりました。

□ 中村会長：他いかがでしょうか。これらの3案件について。

（発言なし）

□ 中村会長：よろしいですか。

（複数委員から「はい」の発言あり）

□ 中村会長
はい。それでは、9番から最後になるのですが12番まで。上土幌町の2つの案件、新得町、芽室町ですが、いかがでしょうか。

（発言なし）

- 中村会長
整理番号10の案件ですけど、82ページ。ここは森林地域を縮小して砂利採取場として今後
も利用していくということなのでしょうか。
- 事務局（新川主幹）
ここにつきましては、まだ砂利の採取をしている最中の場所になりまして、明らかに森林は伐
採されておりまして、将来に向かってですね、緑化は当然するのですが、森林に戻すというこ
とは想定されていないものですから、今回森林地域から外すということになります。
- 中村会長
砂利採取地として今後も利用して行って、区分でいうと農業地域になるということですね。
- 事務局
そうです。
- 中村会長
わかりました。
- 中村会長
芽室森林地域の縮小の案件で、平成28年に3つくらい台風が来てずいぶん北海道の河川が災
害を受けた年がありましたよね。103ページの写真を見る限りは、美生川の森林帯が切られて
非常に川に近くなる。河川管理者との協議で支障がないと説明がありましたけれども、本当にこ
んなに際まで農地造成して大丈夫なのでしょうか。相当ここは災害を受けた場所だと思うので
すけれども。
- 事務局（新川主幹）
災害の箇所等については確認しておりませんが、今回の森林地域の縮小につきましても、
森林法に基づきます開発の許可を受けてですね、開発をしているところでありますので、そうい
う意味では大丈夫ではないのかというふうに判断をしているところではあります。
- 中村会長
道の河川担当の方も来られているのではないのですか。その辺を教えていただけたら。
- 河川砂防課（吉崎主査）
99ページの位置図ですが、災害を受けた箇所は下流側でして芽室町の市街地が62と書いて
あります道道の方でして、この辺りで被害を受けておりました。今回の変更地域は上流にダムが
あることからそれほど被害は出なかったのではないかと。
- 中村会長
ただ、103ページの写真を見ると下流が白くなって拡大して、いくつかの河畔林の樹木が流
出しているようなところがありますよね。こちらが下流側だと思っているのですけど。ここは当
然流路が変動した場所ですよ。森林の区域に食い込んだような形になっていて、すぐ上流で今、
残っている森を切るということですね。これ大丈夫なのですか。
- 河川砂防課（吉崎主査）
この区域は民地ですので、そこまで川が影響しているとは思えないですけども。
- 中村会長
心配するのは審議のポイントの4で地域変更による他地域への悪影響で、川沿いに今、林帯が
残っているこの部分を全部切るわけですよ。ちょうどそのすぐ下流側で台風災害の跡なのか、

たくさん流路変動の跡が残っていますよね。大丈夫だと言える根拠を教えてくださいいただければいいのですけども。

- 河川砂防課（吉崎主査）
基本的に河道内で安全に流すという事業を行っておりますので、河道外での民地の土地利用に関しては特に問題なく利用できるのではないかとおもうのですけども。
- 中村会長
河川敷地外であるから大丈夫であると。
- 河川砂防課（吉崎主査）
河川敷の中で洪水を流すような事業を行っておりますので、河川敷地外での農地造成ということで土地利用についての制限は考えておりません。
- 中村会長
でも、河川敷地外であっても河岸浸食を受けたりするのではないですか。堤防があるわけではないですよね。
- 河川砂防課（吉崎主査）
その場合はですね、基本的に民地ですので、埋めて前出して護岸を張るですとか。
- 中村会長
ここに護岸を張ったりするのですか。
- 河川砂防課（吉崎主査）
もし、削れたらですね。
- 中村会長
では、大丈夫であると。そういう判断であると。
- 河川砂防課（吉崎主査）
今のところはそうです。
- 中村会長
はい、わかりました。
- 中村会長
他いかがでしょうか。
- （発言なし）
- 中村会長
この4件についてはよろしいですか。
- （複数委員から「はい」の発言あり）
- 中村会長
はい、それでは全体を通じて。はい、どうぞ。

□ 迫田委員

整理番号3の豊富森林地域の縮小の件ですけど、バイパスはどういう地域の分類ですか。31ページの図を見ると、バイパスの横が今回の拡大地域ということで、バイパスというのは白地地域という理解でいいのか。バイパスが走っていることによって地域が分断されると思うのですが、それによる影響についても、一般論としてどういうものなのかお聞きしたかったのですが。

□ 事務局（新川主幹）

バイパスというか道路という意味ではですね、当然森林地域は即地主義ですので、対象となりませんし、都市地域であった場合は都市計画の地域の中に入っているということになりますし、それぞれの地域設定の考え方に基づいて、特段バイパスだからという趣旨でですね、外すということないかなというふうに考えておりますけど、そういうようなお答えでよろしいでしょうか。

□ 迫田委員

個別のところでは豊富バイパスの周辺というのは、基本、森林地域ではないのですね。森林地域の中ですか。

□ 事務局（新川主幹）

森林地域の近くにあって、たまたま今回の場所が森林として整備していなかったというか、まだ原野状になっているというのでしょうか。そこを今回森林として整備しますというようになっています。

□ 迫田委員

バイパス自体は森林地域の中にあるものなのか、そうでないのかということです。バイパス自体は森林地域ではないということですよ。

□ 事務局（新川主幹）

バイパス自体は森林地域ではありません。道路自体は木が生えておりませんので、そういう意味では森林地域ではないと考えていただいて結構です。

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

（発言なし）

□ 中村会長

太陽光発電が一番気になっているのは、FITの固定買い取りが終わった後、その土地はきちんと太陽光発電をやってくれている土地になっているのか、それとも放棄されるのか、心配なのですけれども、農地であったり、都市という区分であって、太陽光発電場所というのはいろんな土地区分の中に入ってくるのだと思いますけれども、仮に太陽光発電を止めるとなった場合、原状復帰という義務はあるのでしょうか。太陽光発電施設を撤去して、元の農地なり、都市的な利用なりに戻す義務というのはあるのでしょうか。法として整備されているのでしょうか。

□ 事務局（新川主幹）

太陽光発電施設を設置する場合は、主に民有地となると思いますので、そこをどう使うかというのは、それぞれ所有者の御判断になると思います。ただ、他地域へ悪影響を及ぼすというのであれば、行政上の指導なりが必要となってくるだろうと思いますが、太陽光発電施設をもって具体的にそこまで定めたものはあるかどうかはちょっと。

□ 中村会長

それはどこの部署がやるのですか。実は道総研の研究のアドバイザーみたいなことをしていると、パネルの種類によっては流出すると結構危ないものの中には含まれているみたいです。パネルによって違うみたいですが。そういう研究成果も出てきているので、長い間、放置されてそれが土砂とともに流出すると、周辺に対して問題になりますよね。その議論はどこの部署でやるのですか。私は環境審議会の会長ですけど、そこでやればいいのですか。他地域への悪影響ということで、今回は太陽発電施設にするからよいのですが。逆に放っておいて大丈夫なのかなと正直思うのですが。どこで議論したらいいのか今度教えてください。

□ 事務局（新川主幹）

担当している部署について調べさせてもらい、何かの機会に報告させていただきます。

□ 中村会長

大変心配しております。

□ 中村会長

全体を通じて、いかがでしょうか。どうぞ。

□ 川村委員

今回の案件には関係ないのですけれども、昨年発生した北海道胆振東部地震の関係で、今回厚真町の案件も出ておりましたけれども、震源よりかなり北側の方で土砂災害がかなり広まっているということで道の方では土地利用の関係と土砂災害のエリアの関係というのは調べられてまとめられているのでしょうか。一番最後の案件と関連しますけれども、災害の履歴というのは今後の土地利用に有用な情報になり得ると私は考えておりますので、もし、そのような部署があれば、そのような情報があれば御提示いただきたいと思っております。

□ 事務局（新川主幹）

土地利用基本計画上、過去に山林災害が多かったというようなこともあって、災害には配慮することとなっておりますが、今回の災害地域はというふうには、個々に定めていないところです。この場ではお答えできませんので庁内で聞いてみまして、もし、あるようでしたら御提供したいと思っております。

□ 川村委員

よろしく申し上げます。

□ 中村会長

私も厚真町に行って来たのですけれども、行政的には原形復旧というような議論をしていくのでしょうか、とても原形復旧にはいかないというところも結構あるので、そういった場合、どうなるのかというのがよくわかりませんね。

□ 中村会長

他、全体を通じていかがでしょうか。どうぞ。

□ 塩越委員

今日の審議する内容とは別ですけれども、事前に送付されてきた資料の中にですね、外国の企業が北海道の水源をどのくらい確保されているのかという御質問の回答がありまして、その中で、私もこのようになる以前から気になっておりました。今、世界で水源の争奪戦が行われていると聞いています。そして、そのところに中国や外資系の企業はその国の水源を確保しようということで争奪戦になっていると伺いました。その中でニセコの地域に結構、中国企業が入っているということですが、水源を確保するということが水資源を買い占められたらどういうことになるの

か、非常に不安を持っていました。その回答が事前の資料に載っておりまして、今日ここで資料があるのかなと思っていたのですが、含まれていなかったのです。現状としては外国からの企業の参入を規制する法律はないということだったと思います。例えば、羊蹄山麓の水源が買い占められるという地下資源の問題が、ただ規制する法律がありませんでいいのか。日本人として国内の資源の確保という意味から言うと、きちんと法律で外資がむやみやたらに国内の資源を買い占めすることを規制するような法律はなければならないのではないかとの意識を持っているのですが、もし、ないのであれば作るということになれば、どの様にしたら作ることができるのか教えていただきたい。

□ 中村会長

プロジェクトに映すことはできませんか。何故、今回載らなかったのでしょうか。簡単にいいから説明してください。我々情報をまず共有したいと思います。

□ 塩越委員

その中でですね、一番私が脅威に思ったのは香港企業が水資源保全地域の土地に入っている外国企業のすでに40%を占めていることです。香港企業とは中国企業ですよ、いわゆる。国が買い占めているのと同じことではないのかなと。恐怖を覚えたものですから、以上について、どのように考えればよいのか教えていただきたくよろしく願いいたします。

□ 事務局（小林主幹）

現在、外国人あるいは外国企業が土地を取得することに関して規制する法律はございません。あるとすれば、旧憲法下での外国人土地法があるのですが、規制の具体的内容が政令委任されており、法制度上規制することができないというのが実態でございます。もう一つは、憲法でございまして、財産権に関する規制は公共の福祉に適合するかどうか問題でありまして、これは国内におきましては、外国人も国民も同じく扱うということになってございますので、これもまた制限するというのは、国で立法化されないとできない。地方自治体ではこれを制限することはできないということになってございます。もう一つございますのは、日本自体が海外より貿易あるいは投資を受け入れるに当たって、他の国では外国人あるいは外国企業による土地の取得に関して、制限を設けているという条約になっているのが多々ございます。日本におきましては、それを当初から行っていない。従いまして、外国人が土地を買うことに関して日本国民と同じ扱いになるというような状況になってございますので、現状ではとにかく規制をするということ自体がなかなか難しい。国土利用計画法の届け出等がございまして。都市計画区域等での区分により2,000平方メートル、5,000平方メートル、10,000平方メートル以上という単位での土地取引について。これに関しましても国籍条項というものはございません。誰が取得したかということはおわかりの通りですけれども、その方が例えば、英語名であって、それが外国人なのかということとそうではないという場合もございまして、日本企業の名前になっていても、出資上、国内の企業なのか外資の半分以上出資のある企業なのか、これも確認する義務は法律上、要件になってございませぬ。従いまして、現状、外国人がどれだけ土地を持っているのか、中国なのかどこなのかということを確認する術というのが基本的にございませぬ。あくまで取得者に聞かないとわからないというのが実態でございます。道といたしましては、現状そういうところを追いかけられるような制度整備をしてほしいということは、毎年国に要望はしてございます。

□ 中村会長

今回の資料は、以前、我々の方からも聞いていた何パーセントぐらいの外国人が土地を所有されているのかという回答みたいな形ですね。申し訳ないのですが、書類だけでの送付だけではなくて、きちんとこういう場で回答していただきたいと思います。次回でも結構です。皆さんの意見もお聞きしたいので、資料を提出してください。今のところは水源を取っているどこかの指定区域については、事前に届け出をしてくださいというのが条例ができたと思います。ただそれはごく一部であって、塩越委員がおっしゃるような全体の規制には当然ならないということですよ。

□ 事務局（新川主幹）
そのとおりです。

□ 中村会長
ということで、世論を高めていくほかないかもしれません。

□ 中村会長
他いかかでしょうか。

（発言なし）

□ 中村会長
よろしいですか。

（複数委員から「はい」の発言あり）

□ 中村会長
はい。それではまとめに入りたいと思います。

□ 中村会長
いろいろ御質問、御意見はありましたが、事務局に答えていただいた範囲の中では特段の大きな異議はなかったというふうに、私としては解釈したのですがよろしいでしょうか。

（複数委員から「はい」の発言あり）

□ 中村会長
はい。それでは、今回諮問を受けました北海道土地利用基本計画（計画図）の変更は適当と認め、その旨答申をしたいと思います。答申の文案と知事への提出については、私に一任いただくということでよろしいでしょうか。

（複数委員から「はい」の発言あり）

□ 中村会長
ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。本日予定されていた議題は以上で、先ほども全体を通じて、いろいろ皆様から意見をいただきました。事務局の方から何かありますでしょうか。

□ 事務局（小林主幹）
特にございません。

□ 中村会長
それではこれもちまして本日の審議会を終了させていただきます。長時間に渡ってありがとうございました。事務局に渡します。

□ 事務局（小林主幹）
中村会長、大変ありがとうございました。本日は長時間に渡りまして、熱心に御審議いただきありがとうございました。北海道土地利用基本計画（計画図）の変更につきましては、本日適当である旨御回答いただきましたことを心よりお礼を申し上げます。道といたしましては、後日、本審議会の答申をいただいた後、国土利用計画法の規定に基づきまして、国土交通大臣からの意見の聴取を実施した後、計画図の変更を決定し、公表してまいりたいと考えてございます。最後

になりますが、今後とも道の土地利用行政の推進につきまして、委員の皆様にも御指導・御協力
お願い申し上げまして閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(以上)